証券コード　7066
2019年12月６日

株　主　各　位

東京都港区西新橋二丁目９番１号
ＰＭＯ西新橋ビル５階
株式会社ピアズ
代表取締役社長　桑野　隆司

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月20日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年12月23日（月曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
幸ビルディング
ＴＫＰ新橋カンファレンスセンター14階　ルーム14Ｄ
（会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第18期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案　定款一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://peers.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米国を中心に緩やかな回復基調で推移するものの、米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱問題など、景況感の悪化に繋がる懸念材料も多く、先行き不透明な状況が続きました。わが国経済においても、企業収益及び雇用情勢の改善傾向は続いているものの、世界経済の動向に関する不確実性により、日本経済へのマイナス影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、企業間の競争激化、人手不足による人件費・物流コストの上昇や、自然災害の影響等により、市場環境は厳しさを増しております。

通信業界においては、通信キャリア間のサービスや料金体系に大きな違いがなくなっているなかで、仮想移動体通信事業者（ＭＶＮＯ）各社のサービス普及により競争環境が激化しております。また、ＩｏＴ分野の拡がりから関連サービスの拡大により、通信事業者は新たな収益の確保に向けて通信以外のサービスへ事業領域を拡大しております。また、今後は、通信料金と端末代金の完全分離を内容とする「電気通信事業法」の改正、第４の通信キャリア参入、次世代通信規格「５Ｇ」のプレサービスが開始されるなど、事業環境は大きく変化しております。

このような経済状況のもとで、当社は「“無意味な常識”に囚われず“意味のある非常識”を追求し、価値ある社会活動を行う」という企業理念をもとに、主要取引先である通信キャリアやキャリアショップ（通信キャリアのブランドを冠した販売店）を運営する販売代理店に対し、目まぐるしく変化する制度やサービスに柔軟に対応し、コンサルティング事業を中心に展開してまいりました。

主要なサービス提供先であるキャリアショップにおいては、「電気通信事業法」の改正により消費者保護ルールに基づき、説明義務等の充実による消費者のロイヤリティの向上が課題となっております。同時に、消費者への提供価値を伝える適正な販売のニーズが高まり、適正販売の浸透に向

けたコンサルティングや研修サービスの提供に努めてまいりました。また、販売面では、スマートフォンを中心としたデバイス販売に付随する光回線などの商材の販売強化ニーズを満たすトータル的な提案スキルが求められるなかで、行政から契約時間の短縮に向けた要請もあるなど、店頭のオペレーションに対する改善の必要性が高まりました。このような業務の複雑化と高度化が販売現場で巻き起こるなか、ニーズを満たす研修パッケージの開発提案により、受注が増加いたしました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,772百万円（前期比139.0％）、営業利益507百万円（前期比124.9％）、経常利益487百万円（前期比117.8％）となり、当期純利益は318百万円（前期比119.5％）となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は12,455千円であります。その主なものは、ノートパソコン等の取得（2,738千円）、会計ソフトの更新（3,020千円）及びソフトウエア開発（6,541千円）によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2019年６月20日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2019年６月19日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により新株式207,000株を発行し、689,392千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 15 期 (2016年９月期)	第 16 期 (2017年９月期)	第 17 期 (2018年９月期)	第 18 期 (当事業年度) (2019年９月期)
売　上　高（千円）	1,452,737	1,873,579	1,994,606	2,772,378
経　常　利　益（千円）	183,635	303,022	413,955	487,819
当　期　純　利　益（千円）	129,053	203,077	266,272	318,212
１株当たり当期純利益（円）	86.32	109.89	140.59	156.99
総　資　産（千円）	855,611	1,035,551	1,318,095	2,232,881
純　資　産（千円）	349,819	554,146	860,756	1,868,953
１株当たり純資産（円）	189.30	299.86	437.28	859.20

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、2019年３月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は変化の激しい通信業界において、常に新しいソリューションサービスを生み出し続けること等によって、着実に成長を続けてまいりました。当社は、現状に留まることなく「“無意味な常識”に囚われず“意味のある非常識”を追求し、価値ある社会活動を行う」という企業理念の実現に向け、以下の課題に重点的に対処してまいります。

① 人財採用・育成

当社が行っている事業の領域は、労働集約型の側面を持ち、労働力に対する依存が高いと言えます。当社は、それらの労働力の源泉である人材を「人財」と定義して当社における最も重要な経営資源として位置付けており、当然のことながら提供するサービスもそれらの人財に大きな影響を受けるため、人事政策においては、優秀な人財の確保や育成を重大な課題と捉え、取り組んでまいります。

人財の確保においては、当社の将来を担う若手人財の確保のために新卒者採用のほか、併せて全国規模における顧客ニーズに柔軟に対応するため、各地域における中途採用の強化にも取り組んでおります。また、人財の育成については、各人の担当業務に関するＯＪＴを実施し、且つ様々な研修機会の提供を通じて自己の成長の推進に注力しており、当社の強みの源泉でもある理念や価値観を共有し、将来的に当社を牽引していく人財の育成も強化してまいります。

また、紹介予定派遣（労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の許可を持つ事業者のみ行うことができる、有料職業紹介を予定して行う労働者派遣）は、今後ますます高まることが予想されるインバウンド需要に対応するためのバイリンガル人材の雇用の創出としての価値を提供するものであると当社は考えており、当社が培ってきた販売ノウハウやナレッジを基に研修を行うことで優秀な人財の育成も強化してまいります。

② 業界の適正化の流れに対応した新業態の開発

今後も継続的な成長を見込むためには、新たな収益の柱の開発が非常に重要であると考えております。通信業界において政府からの要請や総務省のタスクフォース及び規制の緩和等の影響により、キャリアショップでは利用者のニーズや利用実態に即した適正な販売方法が求められております。そのようななかで、「光コラボレーションモデル（注）」を皮切りにキャリアショップにおいて、移動体通信端末やサービスコンテンツ以外にも、

様々な商材やサービスの取り扱いが進んでおります。特に、「電力」や「保険」等の生活インフラの取り扱いが順次進んでいるため、当社もそのような新たに取り扱うサービスの販売方法等に係る研修等の開発にも取り組んでいく必要があります。また、今後一層、サービスコンテンツにおけるこのような業種の垣根そのものがなくなっていくことが予想されるため、通信業界で培った販売ノウハウやナレッジを基に他業界の販売代理店に展開する新業態を開発するための専門チームを設置することで、新たなサービス企画の立ち上げも試験的に実行しております。

（注）「光コラボレーションモデル」とは、光アクセスサービス等の提供を受けた事業者が、自社サービスと光アクセスサービス等を組み合わせて、エンドユーザー（消費者）へサービスを提供するビジネスモデルをいいます。

③　本部機能の強化

今後の事業規模の拡大、業態の多様化において、本部機能の強化・充実を図ることが持続的な成長には重要であると考えております。今後一層、フロント部門と管理部門の連携を図り、収益力の向上、業務効率の向上及びコンプライアンス意識の向上を徹底することで、組織全体の強化に取り組んでまいります。

④　社会的デジタルデバイドへの対応

移動体通信端末の利用度の高まりや情報技術の発展に伴い、その恩恵を受けられない格差（デジタルデバイド）が社会的な問題となっており、通信業界向けのサービスを提供している当社だからこそ、より多くのエンドユーザー（消費者）にその「価値」や「便利さ」を届けることが最大の責務でもあると考えております。そのためには、適切な情報はもとより、キャリアショップにおいて移動体通信端末の利便性等の利用価値を追求した販売方法を広め、エンドユーザー（消費者）におけるデジタルデバイドの是正を図ることで、通信キャリアから提供されるサービスを通じてより多くのエンドユーザー（消費者）の生活が便利で充実したものとなるように努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年９月30日現在）

当社は、主として通信業界におけるコンサルティングを行っております。当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(6) 主要な営業所及び工場（2019年９月30日現在）

本　　社	東京都港区
支　　社	北海道支社　（北海道札幌市中央区）
	東海支社　（愛知県名古屋市中区）
	関西支社　（大阪府大阪市北区）
	中国支社　（広島県広島市中区）
	九州支社　（福岡県福岡市博多区）

(7) 使用人の状況（2019年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83(15)名	7名増(4名増)	30.3歳	3.3年

（注）使用人数欄の（外書）は契約社員及びパートタイマーの人員であり、年間平均雇用人員を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2019年６月20日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

２．株式の状況（2019年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　7,872,000株

（注）2019年３月６日開催の取締役会決議に基づき、2019年３月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は7,609,600株増加し、7,872,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数　　2,175,000株

（注）１．2019年３月６日開催の取締役会決議に基づき、2019年３月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は1,902,400株増加し、1,968,000株となっております。

２．2019年６月19日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式の総数は207,000株増加しております。

(3) 株主数　　1,014名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社３－ＳＨＩＮＥ	1,200,000株	55.17%
桑野　隆司	95,600	4.40
二階堂　京介	54,000	2.48
吉井　雅己	54,000	2.48
井之坂　亮之	54,000	2.48
立石　公彦	35,100	1.61
堂前　晋平	32,400	1.49
植村　亮仁	31,500	1.45
株式会社コスモヒューマンズ	30,000	1.38
株式会社エム・エム	30,000	1.38

（注）当社は、自己株式は所有しておりません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2017年６月11日	2018年８月５日
新株予約権の数		3,710個	1,840個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　111,300株 （新株予約権１個につき30株）	普通株式　55,200株 （新株予約権１個につき30株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 5,000円 （１株当たり　167円）	新株予約権１個当たり 10,000円 （１株当たり　334円）
権利行使期間		2019年７月１日から 2022年６月30日まで	2019年７月１日から 2022年６月30日まで
行使の条件		（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　210個 目的となる株式数　6,300株 保有者数　1名	新株予約権の数　790個 目的となる株式数　23,700株 保有者数　2名

（注）１．新株予約権の行使の条件については以下のとおりであります。

① 新株予約権者が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、その他これに準ずる協力者の地位を有していること。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

③ 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

２．2019年３月22日付で行った１株を30株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑　野　隆　司	
専務取締役	吉　井　雅　己	経営企画部部長
常務取締役	井之坂亮之	事業統括本部本部長
取　締　役	立　石　公　彦	管理部部長
取　締　役	堂　前　晋　平	
取　締　役	佐　々　拓　也	
取　締　役	藤　武　寛　之	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社　監査役 クラウドキャスト株式会社　社外取締役 一般社団法人Fintech協会　監事 一般社団法人電子決済等代行事業者協会　理事
常勤監査役	二階堂京介	
監　査　役	植　村　亮　仁	植村亮仁公認会計士事務所　所長 税理士法人植村会計　所長 株式会社ヨシックス　社外取締役 株式会社オールハーツ・カンパニー　社外監査役 株式会社ビジョナリー　社外監査役
監　査　役	猪野由紀夫	ＤＣＣ株式会社　代表取締役 猪野税務会計事務所　所長

（注）１．取締役藤武寛之氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

２．監査役植村亮仁氏及び監査役猪野由紀夫氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

３．取締役藤武寛之氏は、弁護士として企業法務・コンプライアンス分野において豊富な知識・経験を有しております。

４．監査役植村亮仁氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計において豊富な知識・経験を有しております

５．監査役猪野由紀夫氏は、税理士として税務において豊富な知識・経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1名)	116,700千円 (1,200千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	18,150千円 (11,400千円)
合計 （うち社外役員）	10名 (3名)	134,850千円 (12,600千円)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2018年12月24日開催の第15回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2018年12月24日開催の第15回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役藤武寛之氏は、トランスファーワイズ・ジャパン株式会社の監査役、クラウドキャスト株式会社の社外取締役、一般社団法人Fintech協会の監事、一般社団法人電子決済等代行事業者協会の理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役植村亮仁氏は、植村亮仁公認会計士事務所所長、税理士法人植村会計所長、株式会社ヨシックスの社外取締役及び株式会社オールハーツ・カンパニーの社外監査役、株式会社ビジョナリーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役猪野由紀夫氏は、ＤＣＣ株式会社の代表取締役及び猪野税務会計事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　藤　武　寛　之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行っております。
監査役　植　村　亮　仁	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行っております。
監査役　猪　野　由　紀　夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,250千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、株式上場に伴う公募増資及び株式売出に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）取締役及び従業員は、「会社理念」「ピアズミッション」「約束」「ピアズイズム（行動指針）」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

（ロ）取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行の意思決定をする。

（ハ）代表取締役社長は、取締役規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役規程に従い職務を執行する。

（ニ）取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

（ホ）内部監査室は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。

（ヘ）取締役は、重大な法令違反又はその他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

（ト）使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事業を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

（チ）内部通報規程を制定しており、問題の早期発見に努める。

（リ）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

（ヌ）反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

（ロ）情報セキュリティについては、ISO27001（ISMS）における適用宣言書、情報セキュリティスタンダード、ISMSマニュアル及び安全対策管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施するセキュリティ・マネジメントシステムを確立する。

（ハ）株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

（ニ）個人情報については、法令及び個人情報保護マニュアルに基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）代表取締役社長の下に、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

（ロ）各担当部署は、リスク・コンプライアンス管理規程に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

（ハ）各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

（ニ）当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

（ホ）監査役及び内部監査室は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。

（ロ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
（ハ）経営幹部の合意形成の場として部門責任者会議を設置する。
（ニ）取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役社長以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
（ホ）取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、当社全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

（イ）監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
（ロ）当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

⑧　監査役への報告に関する体制

（イ）取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報

告する。
（ロ）取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
（ハ）取締役及び使用人は、取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は、及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
（ニ）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑨　上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（イ）監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
（ロ）緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後に当社に償還を請求できるものとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（イ）監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
（ロ）監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち､監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
（ハ）監査役は、職務の遂行にあたり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を定例・臨時を含め15回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、また取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役の出席の下、法令等に定められた事項や経営に関する重要事実の決定等を行いました。

② 監査役会を定例・臨時を含め15回開催しました。監査役間の情報共有や提言の取りまとめを行うとともに、取締役会に出席して取締役の職務執行を監督する役割を果たしております。

③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、各分野における全社的な課題の確認と対策の実施を行っております。

④ 内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために内部監査室を設置しております。内部監査室は内部監査計画を立案し、当社の各部門及び支社について法令・定款・各種規程に基づいて、適法性、適正性及び効率性を鑑み、内部監査を実施いたしました。

⑤ 全役職員を対象としたコンプライアンス全般に関する教育を半期ごとに実施し、社内の意識醸成に努めました。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

（2019年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,106,324	流動負債	363,928
現金及び預金	1,558,767	買掛金	100,090
売掛金	415,198	未払金	16,345
電子記録債権	116,751	未払費用	55,530
前払費用	15,607	未払法人税等	132,532
固定資産	126,556	預り金	15,204
有形固定資産	19,588	賞与引当金	17,165
建物	17,158	その他	27,058
工具、器具及び備品	2,429	負債合計	363,928
無形固定資産	21,184	（純資産の部）	
ソフトウエア	21,184	株主資本	1,868,757
投資その他の資産	85,783	資本金	424,696
投資有価証券	1,977	資本剰余金	389,696
出資金	10	資本準備金	389,696
長期前払費用	115	利益剰余金	1,054,364
繰延税金資産	18,650	その他利益剰余金	1,054,364
敷金	46,722	繰越利益剰余金	1,054,364
保険積立金	18,297	新株予約権	196
その他	10	純資産合計	1,868,953
資産合計	2,232,881	負債純資産合計	2,232,881

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		2,772,378
売上原価		1,820,613
売上総利益		951,764
販売費及び一般管理費		443,886
営業利益		507,878
営業外収益		
受取利息及び配当金	190	
助成金収入	300	
受取報奨金	300	
受取手数料	278	
その他	320	1,389
営業外費用		
支払利息	553	
株式交付費	7,800	
株式公開費用	10,170	
為替差損	2,338	
その他	585	21,447
経常利益		487,819
特別利益		
保険解約返戻金	21,420	21,420
税引前当期純利益		509,240
法人税、住民税及び事業税	187,235	
法人税等調整額	3,792	191,027
当期純利益		318,212

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	80,000	45,000	45,000	736,151	736,151	861,151
当期変動額						
新株の発行	344,696	344,696	344,696			689,392
当期純利益				318,212	318,212	318,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	344,696	344,696	344,696	318,212	318,212	1,007,605
当期末残高	424,696	389,696	389,696	1,054,364	1,054,364	1,868,757

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△591	△591	196	860,756
当期変動額				
新株の発行				689,392
当期純利益				318,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	591	591		591
当期変動額合計	591	591	－	1,008,196
当期末残高	－	－	196	1,868,953

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10年

工具、器具及び備品　２年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　74,011千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,175,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　－株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　225,300株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。また敷金は、賃借物件において供託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等、預り金は１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（イ）信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び、残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

（ロ）市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

（ハ）資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,558,767千円	1,558,767千円	－千円
(2) 売掛金	415,198	415,198	－
(3) 電子記録債権	116,751	116,751	－
資産計	2,090,716	2,090,716	－
(1) 買掛金	100,090	100,090	－
(2) 未払金	16,345	16,345	－
(3) 未払法人税等	132,532	132,532	－
(4) 預り金	15,204	15,204	－
負債計	264,173	264,173	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (2019年９月期)
投資有価証券（非上場株式）	1,977千円
敷金	46,722

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,665千円
賞与引当金	5,256千円
投資有価証券評価損	2,686千円
その他	5,042千円
繰延税金資産合計	18,650千円

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　859円20銭

(2) １株当たり当期純利益　156円99銭

（注）当社は、2019年3月22日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算出しております。

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月21日

株式会社ピアズ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤　田　吉　孝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ピアズの2018年10月１日から2019年９月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年10月１日から2019年９月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行および計算書類等に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法およびその内容

① 各監査役は監査役会が定めた監査の方針、および監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）および「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年11月21日

株式会社ピアズ　監査役会

常勤監査役　二階堂　京介　㊞

社外監査役　植村　亮仁　㊞

社外監査役　猪野　由紀夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社商号の英文表記につき、一部字句の整理をするべく、変更をするものであります。また、当社が新たに事業投資を検討しております、デジタル商材の企画・開発・導入に先立ち、当社定款の事業目的にその項目を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

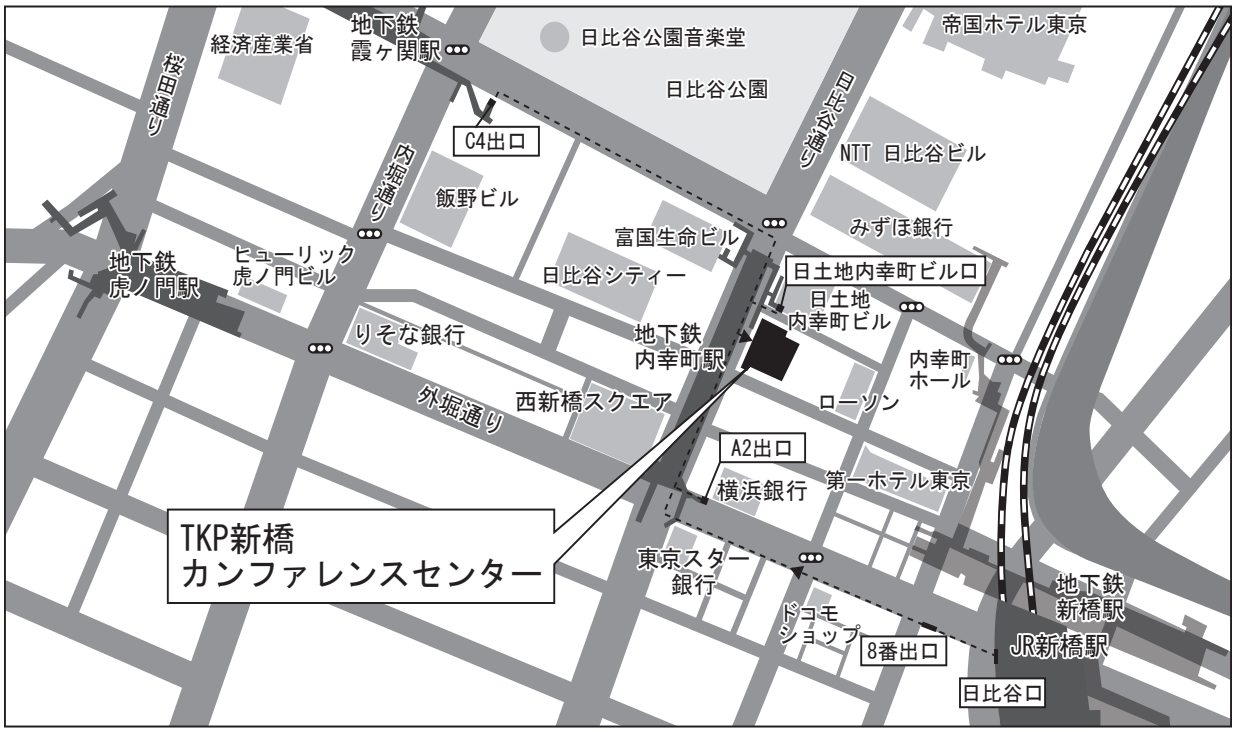
現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ピアズと称し､英文ではPeers Co.,Ltdと称する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社ピアズと称し、英文ではPeers Co.,Ltd.と称する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする
１～４　（条文省略）	１～４　（現行どおり）
（新設）	５　ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売
５　前各号に付帯する一切の事業	６　前各号に付帯する一切の事業
第３条～第47条　（条文省略）	第３条～第47条　（現行どおり）

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場： 東京都千代田区内幸町１丁目３番１号
幸ビルディング
ＴＫＰ新橋カンファレンスセンター14階
ルーム14Ｄ
TEL 03－5510－1351



交通　都営三田線 内幸町駅　日土地内幸町ビル口より　徒歩約１分
ＪＲ山手線 新橋駅　日比谷口より　徒歩約７分
東京メトロ日比谷線 霞ケ関駅
東京メトロ丸ノ内線 霞ケ関駅 Ｃ４出口より　徒歩約８分
東京メトロ千代田線 霞ケ関駅